

平成 23 年度事業計画

平成 23 年度は、厳しい医療環境のなかで、チーム医療における薬剤師業務の一層の展開、診療報酬改定における薬剤師業務の評価獲得など、将来の薬剤師の方向を左右する問題に直面することになる。

チーム医療において、薬剤師は積極的に処方提案や薬学的管理を行うことにより、医薬品の適正使用、薬害の防止、有害反応の早期発見など安全な薬物療法に責任を持つことが求められる。一方、医療は日進月歩であり、常に最先端の知識と技能の修得が不可欠である。そのため、薬剤師の資質向上のための生涯研修制度の改善、専門領域の認定薬剤師、専門薬剤師認定制度の発展に取り組む。

また、平成 24 年度診療報酬改定は介護報酬との同時改定となるが、特に薬剤師の配置の少ない中小病院において病棟に常駐配置できる薬剤師数の確保を目指す。加えて、薬剤師の活動に対する診療報酬の大幅改善に取り組む。

さらに、平成 24 年 4 月には、6 年制の薬学教育を受けた薬剤師が誕生することになるので、病院における処遇の抜本的改善に向けて取り組む。

その他、日本病院薬剤師会の一般社団法人への組織変更とそれに伴う運営の改善を実現し、医療に従事する薬剤師のための開かれた団体として、会員個々の意見を反映させた事業の展開を目指し、国民の社会福祉の増進に寄与する。

1. 重点事項

1) チーム医療の推進の具体化及び医療安全への取り組み

- (1) 医政局長通知 (H22. 4. 30) 及びその日病薬による解釈と具体例に基づいた積極的な薬剤師業務を実践する。
特に、処方提案による積極的な処方への関与、安全な薬物療法を行うためのフィジカルアセスメントを展開する。
- (2) 薬剤師の病棟常駐を大幅に拡大して、チーム医療への貢献を推進する。
- (3) 医療における薬剤師の役割を拡大して、医療及び国民の健康に貢献する薬剤師を定着させる。
- (4) 医薬品の適正使用に必要な情報を管理し、各施設における効果的な安全対策を推進する。

2) 診療報酬及び介護報酬改定における要望の実現に向けた取り組み

平成 24 年度は診療報酬と介護報酬の同時改定の年であるので、全ての病院の薬剤師業務が評価されるような取り組みを行う。最大の獲得目標は薬剤師を病棟に配置することである。とりわけ薬剤師数の少ない中小病院、精神科病院における薬剤師の病棟配置実現を最重点要望項目とする。

- (1) 薬剤師業務に関するエビデンスの集積に積極的に取り組む。
- (2) 病院・診療所及び介護保険施設における薬剤師業務の評価に見合った要望事項の確定と要望を行う。
- (3) 要望実現のためのきめの細かい活発な活動を行う。

3) 病院・診療所及び介護保険施設の薬剤師の処遇改善への取り組み

- (1) 6 年制薬学教育を受けた薬剤師に相応しい処遇改善へ取り組む。
- (2) 病院薬剤師のキャリア・パスの確立とそれに基づく評価制度の確立を目指す。

4) 薬剤師の資質向上への取り組み

(1) 生涯学習、研修事業の推進

- ① 本会の生涯研修認定制度は第三者認証機構である薬剤師認定制度認証機構の認証を取得する。それに伴い現在の認定制度を認証取得に適するように見直す。
- ② e-ラーニングシステムを活用した生涯学習を推進し、地域差の解消に努める。
- ③ 質の高い各種研修会・セミナー等を企画・開催する。
- ④ 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会等の関連団体並びに薬系大学との連携を強化する。

(2) 専門薬剤師、認定薬剤師養成事業の推進

- ① 感染制御専門薬剤師、精神科専門薬剤師、妊婦・授乳婦専門薬剤師、HIV 感染症専門薬剤師の認定を行う。
- ② がん薬物療法に精通した薬剤師養成のための研修事業、妊婦・授乳婦専門薬剤師養成研修、HIV 感染症薬物療法認定薬剤師養成研修を実施する。
- ③ がん薬物療法認定薬剤師、感染制御認定薬剤師、精神科薬物療法認定薬剤師、妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師、HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定を行う。
- ④ 専門薬剤師の医療における成果の評価方法を構築する。
- ⑤ 医療で求められる専門薬剤師の認定領域の拡大に取り組む。
- ⑥ 他の団体や学会の専門薬剤師認定制度に協力する。

5) 一般社団法人へ移行するための取り組み

- (1) 平成 23 年 2 月に一般社団法人への移行申請を内閣府へ行い、早期移行登記を実現する。
- (2) 一般社団法人への移行後は、新しい定款に基づいた円滑な会の運営に努める。

6) 日本病院薬剤師会の組織体制及び運営の強化

- (1) 拡大する薬剤師業務に見合った組織、事務局体制の強化と運営の改善を行い、会員への迅速な情報伝達方法を構築する。
- (2) 地方組織を強化し、財政を健全化する。
- (3) 財務の見直しと財政基盤整備を行い、組織体制の強化を図る。
- (4) 会員増加を図り、薬剤師のいる医療機関、介護保険施設では会員のいない施設をなくす。

2. 一般事項

1) 医療安全対策の推進

- (1) 薬物療法における薬学的ケアを充実し、副作用・相互作用を予防するなど、医療・薬物治療の安全に責任を持つ業務展開を行う。特に重篤な副作用、薬害を防止する。
- (2) ハイリスク薬の薬剤管理指導に関する業務ガイドラインに基づいた業務を実践する。
- (3) 院内感染防止対策へ積極的に参加する。
- (4) バーコードの積極的な活用など、医療安全に積極的に取り組む。
- (5) 頻発する医薬品関連の医療事故を防止するため、医薬品安全管理責任者講習会等を複数回開催する。また、内服薬処方せん記載方法の変更に伴う講習会を開催する。

2) 病院・診療所及び介護保険施設などの薬剤師業務に関する取り組み

- (1) 新しい薬剤業務の展開を推進する。
- (2) 薬剤管理指導業務の完全実施と質的向上の推進を図る。

- (3) 全入院患者に対する持参薬管理と処方提案を実践する。
- (4) 有床診療所における薬剤師の増員と薬剤管理指導業務を展開する。
- (5) 介護保険施設等における薬剤師の業務を推進する。
- (6) 夜間・休日においても薬剤師が医薬品関連業務に責任を持つ体制を強化する。
- (7) 注射剤調剤業務，特に薬剤師による抗がん薬の無菌調製を完全実施する。
- (8) 手術室，ICU，NICU 等への薬剤師の配置を目指す。
- (9) 臨床試験業務を推進する。
- (10) 後発医薬品の適正使用を推進する。
- (11) 放射性医薬品の管理，調製に積極的に取り組む。
- (12) 病院・診療所・介護保険施設等の薬剤師業務に関する現状調査を実施する。

3) 薬剤師養成のための薬学教育への協力

- (1) 均質で質の高い病院実習ができる体制を整備する。
- (2) 多施設実習並びにふるさと実習を推進する。
- (3) 日病薬認定指導薬剤師の認定を拡大する。
- (4) 新薬剤師養成問題懇談会へ対応・協力する。
- (5) 医療に求められ，期待されている臨床能力に優れた6年制教育を受けた薬剤師を養成するため，コアカリキュラム改訂などの積極的提言と協力を行う。

4) 会員への情報提供及び啓発事業の推進

- (1) 日病薬誌の内容の充実と読みやすくするための工夫を図る。
- (2) ホームページへ可及的速やかに情報を掲載する。
- (3) 会員への情報伝達システムの改善と効率的な運用に取り組む。
- (4) 会員啓発に資する出版物の作成を推進する。

5) 広報活動の推進

- (1) 国民に薬剤師の活動が分かるように広報（マスメディアを含む）を行う。
- (2) 広報月間における「お薬相談会」を支援する。

6) 国際交流事業の強化

- (1) FIP への加盟等，諸外国の薬剤師や関連団体との交流を推進する。
- (2) JICA 病院薬学コースへの協力を推進する。
- (3) FIP, ASHP, FAPA 等へ積極的に参加する。

7) 調査研究の推進

- (1) 病院薬剤師の業務評価に繋がるエビデンスの構築を目的とした調査研究を推進する。
- (2) 学術小委員会における研究活動の高度化と研究成果の論文発表を推進する。
- (3) 薬剤師の各種医学系学会への積極的な参加と発表を推進する。

8) 医薬，薬薬連携の推進

- (1) 医薬・薬薬連携を進め，より有効で安全な薬物療法の推進を図る。そのために，医療機関，保険薬局，介護保険施設などとの患者情報の一元管理を推進する。

- (2) 持参薬、患者に関する情報共有化を推進する。

3. 緊急追加事項

未曾有の大地震とそれに伴う大津波、さらには福島第一原子力発電所の炉心溶融事故と放射性物質による環境汚染など、今回の東日本大震災による被害は甚大である。平成23年3月25日時点において、2万7千名を超える死者・行方不明者及び25万人以上の避難者に対して、日本全国の総力をあげて支援し、復興を早急に行うことが緊迫の課題である。

日本病院薬剤師会も傘下の病院が甚大な被害を受けている。その中で、被災地の病院は被災者の救援のために最大限の取り組みを行っている。被災地の病院薬剤師も不眠不休の活動を行っている。このような状況を少しでも改善するために、全国の薬剤師が救援に立ち上がる必要がある。

今回の大震災による健康被害への対策は、次第に、慢性期疾患、感染症、呼吸器疾患、精神的障害などに対するケアが主要な課題となる。多くの病院から被災地に医療チームが派遣されているが、医療チームに薬剤師が参加することが極めて重要である。また、精神科領域などの専門的な知識、技術等を有する薬剤師も必要である。

東北地方においては、多くの実務実習受け入れ施設が被災した。そのため、平成23年度の実務実習が、当初の予定通りに実施できない危惧があるので、日本病院薬剤師会としては、ふるさと実習の推進や宿泊施設を有する病院の活用などにより、被災した地域の実務実習が円滑に行えるよう努力する。

さらに、福島第一原子力発電所の炉心溶融事故は、今後どのような展開になるか予想が難しいが、放射薬品化学について学んだ薬剤師は、十分な情報に基づいて、国民に科学的広報を行い、被害防止に努める必要がある。日本病院薬剤師会としても被害防止のために情報の収集に努め、国民に広報するなど最大限の取り組みを行う。

1) 東日本大震災による被災者の救援のための取り組み

- (1) 被災地の病院等にできるだけ多くの薬剤師ボランティアを派遣する。
- (2) 被災地に派遣される医療チームに必ず薬剤師が参加するよう働きかける。
- (3) 被災地の医療復興のための義援金募集活動を行う。
- (4) 避難所等の方々に対するお薬手帳の配布やそれらを用いた服薬管理を支援する。

2) 東日本大震災により被災した薬学生への支援

- (1) 長期実務実習が円滑にできる態勢を構築する。

3) 原子力発電所の事故による放射能汚染に関する広報

- (1) 国民に対する放射能汚染に関する科学的広報を行い、放射能汚染による人体の障害を防ぐ努力をする。